

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の4の表中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同表1の項中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

別表第5の17の表8の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例中別表第4の4の表の改正規定は令和8年4月1日から、別表第5の17の表の改正規定は令和8年5月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。